

平成30年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成30年3月13日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第3号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第4号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第6号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について
第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第9号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第10号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第11号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算
第20号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算
第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算
第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算
第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長兼 学校教育課長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のために出席を求めた者は、理事者16名であります。議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 水野千代子君、6番 志賀恒男君の両名を指名します。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第2号議案から第12号議案までの11件と第19号議案から第27号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

3月12日の本会議で、第19号議案の途中まで質疑は終わっております。よって、

本日は第19号議案に係る質疑から行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 当初予算ということですが、昨年の10月13日に、町長が平成30年度当初予算編成方針について、こういうものを示されております。その2ページ目に留意事項として全般的事項という形で、幾つか挙げられております。その中で、2番目の関係ですが、社会情勢や法律、制度改正の動向を可能な限り見きわめ、年間総合予算を編成すること。年度中途の補正は、法律・制度改正を酌み伴うもの及び災害関連等やむを得ないと認められるもの以外は原則として行わない。こういう町長の考え方とこの考え方を留意事項として、それぞれの担当がきちんと予算編成に臨むようにということであります。そうしますと、幸田の場合いろいろな状況があるわけですが、つまり当初予算で年間を見通した総合予算、こういうことですが、そうしたときにね、この年度の中で災害とか特殊な要因は別にして新たな事業展開はしないよ、こういうことですよ。そうしたときに、何事にもよらずすべからくを見通すということは不可能であるといったときに、補正財源、これは国県の補正財源になる、これは帳じり合わせで返還しなければならないことがあるけれども、自主財源である町税の見込みについてはどういうふうに立てているのか、まず答弁を。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予算編成方針ということでございまして、議員が言われるように、予算編成方針につきましては年間総合予算を編成することということで、年度途中の補正は行わないということで、法律や制度改正に伴うもの及び災害関連等やむを得ないと認められるもの以外は原則として行わないということで、通知のほうを出させていただいているということでございます。歳入の税の関係ということで御質問をいただいたわけですが、税の関係につきましては、例えば法人町民税こういったものであれば企業への聞き取り、こういったものも十分に行う。それから、その他の税につきましても国県の動向、こういったものをしっかり確認の上、予算化をするということで、しっかりとした精査をした上での予算編成ということを中心に心がけているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 心構えはよしとするけれども、町長の予算編成方針の留意事項として、年間総合予算を組むんだぞ、基本的に補正はしないよといったときに、あなたが言われるように、町税全般を見通して年間予算を組んだのか。過去の事例からいけば、いろいろな諸事情があるにしても、年間総合予算ですべからく網羅したのかどうなのか。網羅しなくて生まれた財源をどうするのかという問題が生まれてくるわけですね。どう対処される。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、平成29年度につきましては、78億6,900万という当初予算であったというものでございますが、法人町民税において、9月補正で中間納付を見込み多少上振れしたということで、1億2,000万ほど追加の補正をお願いしたというものはありました。ただ、その後、予定納税がなかったということで、3月

補正におきましてその分をまた減額させていただいたということで、その他の税につきましても大きな狂いはなかったと、当初予算の見込みどおりほぼ入ってきたというふうに考えております。議員が言われますように、過去には年度途中で8億円ぐらゐの補正をしたとか、そういったこともございますので、常に完璧に見込むというのは難しいとは思っておりますが、29年度においては、まずまずしっかり見込めたのではないかとこのように思っております。今、議員が言われましたような、例えば財源がそこで生まれたということであれば、例えば毎年財政調整基金の繰り入れというものを10億近く行っているということもございます。限りある財源である基金でございますので、その分もしっかり今年度に向けて確保もしていきたいという部分もございます。あと、必要な事業、緊急的な事業、そういったものがあれば、そういった余剰財源というものは投入していくということはもちろんでございますが、そういったものがなければ基金のほうに積み戻しをさせていただくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） くそ道をあけることは、知恵がずっと回ってくるな。私が申し上げたのは、年間総合予算だよと、そのほかのことは認めないよと、例外的なもの以外はね。そういう予算編成でありながら、あなたも言われたように、29年度で法人税の予定納税が見込み違いでしたと。これは見込み違いというのは全部出てくるわけだ、いろいろなこと。そうしたときに、年間総合予算だよといって縛りをつける。その縛りをつけたときにどこへくそ道を求めるのか。こういうことなのですが、どう対処をされているのか、今まではどう対処してきたのか。その上で、年間総合予算で補正財源は認めないよといったときに、逃げ道・くそ道はどこなのかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 当然、年間の総合予算ということで、必要な予算に関しましては当初で組んであるということでございます。逃げ道というわけではございませんが、そこで当然余剰財源が生まれれば、当初予算で繰り入れをしている基金のほうに積み戻すという形をとらせていただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに総合予算で年間を見通した財源を組むということは基本的には難しい。難しいけれどもどうするのかといたら、あなたも今言われたように、逃げ道・くそ道はどこにあるのか。まさにあなたが言われたように、財調に積み上げていきますよと。これでいきますと、じゃあ、年間総合予算というのは何なのか。格好はつける。私流に言えば、文章あっても意味不明と、言葉あっても中身がない、こういうことではないのかということなんです。年間総合予算だと、格好はいい。けれども、見通せないものについてはどうするのかといたら、財調に積み上げていきますよと。これがあなたの方の言う、年間総合予算の仕組みだということですよ。あなたは今認めたが、そこら辺を再確認をする。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 当然、当初予算におきまして、その年度に行いたい事業というものを全て計上させていただいているということでございます。その上で、そういった

例えば税収が多少上振れしたということで余剰財源ができた場合、財政調整基金に積み上げるといふふうに言われましたが、積み上げるといふよりも積み戻すといふことで考えておりますので、さらにどんどん積み上げていくといふことではなく、将来に向けて必要な財源を確保していくといふ考え方でおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも賢いね。一生懸命やぶの中に引っ張り込んで、ガラガラポンでわからないようにする。すべからく年間予算が最終にして最大だよと、その考え方でやるよといったときに、そんなのできるわけがないわけだ。過去の事例も含めてね。今は景気が順調にずっと伸びてきているから、一定見込める。しかし、どんな場合でも、プラスもあればマイナスもある。プラマイも承知の上で年間総合予算を組めといったら、どこかへ逃げ道を設けなければしょうがないわけだ。そうしたときに、その逃げ道というのは財調ですよ。財調を積み上げるときもあれば、取り崩すときもある。それは財政調整基金というのは一面調整弁だ。財政の調整弁を承知の上で、年間総合予算を組めなんていうこと自身がおかしい。構えとしてはわからないでもないけれども、逃げ道を遮断をして、さあ、やれといったら、どういうふうになるのか。そのことによって年間予算が、トータル的に住民の命や暮らしを守るための施策を裏づける予算編成をしているのかといったら、ないでしょうが。先ほど申し上げたとおり、国や県の補助金が年度中途あるいはくつついてくることもあるでしょう。しかし、それは予算をつけてやって、マイナスが出たら国や県に返還しなくてはならないわけだ。それでいけば、国県の予算あるいは国県の補助金は除外をして、単独で年間総合予算を組めという意味合いは、町の自主財源の中できちんと見通しを立てた年間の総合予算を組めよということ、縛りをかけ過ぎですよ。自治体の自治たるもの、そしてそこに暮らす住民の命や暮らしをどう守っていくのかということが、年間のトータルとして全部見込めるのか。現時点では見込めますよね、これは組むんだから。しかし、年度途中で情勢が変わってくる、近隣市町の動向も変わってくるといったときに、補正予算を組んでいく。そうでなかったら、自治体が自治というものの意味合いが私は薄れていくと。そういうときにどうするのかといったら、やぶの中に引っ張り込んだじゃない。そういう構えではなくて、町長の示す年間の予算編成方針に対して、こういうものの縛りかけたことによる弊害というのは生まれてくるわけですが、その内容は何ですかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 例外といふことで言われましたけれども、基本的にはそういった例外はないといふふうに考えております。当然、国県の関係、それから災害だとか、そういったものに関しましてはありますが、基本的に例外的な歳出の増というのは年度途中では考えていないといふふうに思っております。それと、国県なくして単独で行えというようなお話もあったんですけども、国県の補助というものがいただけるものであれば、それは必ず確保していきたいと。例えば、国県の補助をいただくのに1年待たなければいけないといふようなことになった場合であれば、待つことができる事業であれば、1年待ってでも国県の補助がいただきたいと。そういった形で財源の確保をしっかりとしていないと、一般財源だけではやはり立ち行かなくなっていくといふことでご

ございますので、国県補助というものを十分に確保していきたいというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先回りしてね、落とし穴をつくって誘導してストーンと落とす。そういう知恵は非常にたくましいね。だけど、私が申し上げているのは、それは2番目の項目で国県の補助、これはこの予算編成方針の関係でいけば、歳出に関する個別の事項ということで2番目の最後のほうに、単独事業については縮小等も含め見直しに取り組むこと、こういうことなんですよね。私は、単独事業であって国県補助金の事業ということは一言も申し上げてない。そうしたときに、当初予算で、年間総合予算で縛りをかけて、さらに歳出については単独事業だよと。単独事業については縮小も含めて見直しに組みと。そうしたら、単独事業というのは、自治体の存在価値・存在意義をきちんと定めるために必要な事業なんだ。その単独事業を縮小せよと、廃止せよといったときに、幸田町の行政レベル、質はどんどん低下する。国や県からの補助金で泳いでいけばそれでよしなんだよという編成方針でしょ。そういう編成方針で、さらに単独事業は縮小も含めて見直せよと。私は、見直すこと自身を否定することではない。しかし、ここで流れているのは、国や県の補助金を当てにして事業を進めればそれでいいんだと、そういうことでしょ。それが色濃く反映しているのが当初予算。きのうの款別の予算内容の質疑を展開をしそうなところは予算特別委員会ですっきりやりますけれども、編成方針の骨格が単独事業については縮小せよ、廃止せよといったら、存在意義はどこにあるのか。だから、結局は国や県の補助金を当てにした事業さえやっていたらそれでよしなんだという内容になりますよ、そういう町長の予算編成方針のもとによって、30年度の当初予算が編成されたと、こういうことでよろしいですね。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 国の補助の関係では2つ考え方がございます。まず、1つ目は普通建設事業、こういったものに関しましては、国県の補助こういったものが削減をされた場合または不採択となった場合、こういった場合には一般財源では肩がわりしませんよというのは大原則であると考えているということでございます。それから、今言われました編成方針で、単独事業については縮小等も含めて見直しということでございますが、こちらにつきましては扶助費等のことで説明のほうをさせていただいているわけでございますが、扶助費につきましては、例えば法律に規定されて実施されるようなもの、こういったものについては町のほうで見直しというのはできません。例えばその財源が補助金等に限らず普通交付税、こういったものを財源にするものでありましても法律に定められているものでございますので、本町に入らなくても同じように実施はしていくということでございます。そのような中で、扶助費につきましては非常に伸びているということでございます。決算ベースでは、リーマンショック前の平成19年度では9.5億円の扶助費であったものが、平成28年度決算におきましては22.3億円と12.8億、約2.3倍というふうにあふえているということでございます。当然、扶助費は必要なものでございまして、住民の生活に直結したものであるということは十分承知をしております。しかし、やり方など、旧態依然として前例踏襲をしているようなものが

あるなら、現状だとか時勢にあったものに見直しをし経費の縮減に取り組むことをお願いしたということで、廃止をするというようなことでお願いをしたわけではなく、見直しというものをお願いをしたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、国県補助事業に伴う、いわゆる一般的には裏負担と言われる、そのこと自身はこれはやればいいですよ。ただ、その後に関していけば、町長が言うのは単独事業なんです。あなたが言われるように、扶助費が最近どんどん伸びているという、扶助費イコール義務的経費なんです。義務的経費を縮小するということは、あなたも言われたように扶助費を支給する、あるいは扶助費対象の事業というのは町民の命や暮らしを支えている義務的経費である。それを敵視をするということは、先ほど申し上げたとおり、町の行政レベルの質と水準をどんどん切り下げていくと。そのために、あなたも言われたように最近義務的経費たる扶助費の伸びが極めて高いということは、町民の生活に対するあなた方自身の目線の高さ、敵視をしていく。扶助費が高い、義務的経費が高い、これは縮小しないとあかんということは、結果的には町民の命と暮らしを支える事業を敵視をする、廃止をしていく、縮小をしていく、こういうことになりませんかということなんだ。なぜこんな言葉が出てくるのか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の編成方針の内容については、扶助費については具体的に例えば何をカットするとか、査定において減額というようなものは実施しておりません。住民サービスには必要不可欠であるというものでございますけれども、それでも研究・検討を行い、より効果的・効率的な事業展開の可能性を探ることをお願いしたというものでございます。敵視をしているというわけでは全くございませんので、当然必要なものであるという認識は同じように持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうのを世間では詭弁を弄するということですよ。町長の方針どおり、単独事業については縮小等も含めて見直しに取り組むことという中で、縮小等と。「等」という言葉の意味合いは、ほかに広がりの可能性を秘めた言葉だよと。「等」の中にはどういうものが含まれているかという点からいけば、あなたが言われたように、具体的に何を削除するかはこの中には示してないよと。当たり前ですよ。自分たちの選択肢をどれだけもっていくか、そのときの支えとして予算編成方針が縮小を含めて見直しに組み込むということは、そういう意味合いですねということの確認であります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） あくまでも縮小等の中の「等」で私どもが考えておりますのは、思い切った見直しということでございますので、方式を全く変えるというようなことも考えられるのかなと、そういったものを研究していただきたいということでの「等」ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、今回の法人町民税、これが増額を見込んでおられるわけですが、超過課税の実施について伺いたいと思います。平成28年度決算ベースにおいていえば、資本金10億円以上、これは39社があるわけですが、この中の法人町民税が7億2,277万円。1億円以上になりますと、1億円以上から10億円以下ですね、これが31社ございまして、合わせて全体の法人の中の680社中70社が合計しますと7億4,600万円の法人町民税を支払っているというような状況になるわけですが、そこで、法人町民税が一部国税化ということで現在9.7%になっているわけですが、その2年後には6%になってしまうというようなことですが、そうしますと、こうした法人町民税の見込み財源というのが下回ってくることになるわけですので、やはり企業に応分の負担ということでお願いをしていく。町長は、人口もふえて子どもたちがふえてきていて、整備をしていかなければならない。学校や保育園の整備をしていかなければならない、教育予算も上がる、保育予算も上がる、そういう中でやはり企業誘致をすれば、それに伴って人口もふえ、また税収も上がってくるということにもつながるわけですが、そういう点で、やはり企業への応分の負担というものも考えていかなければならない時期ということではないかというふうに思います。そうした点で、6%になったときの制限税率は幾らになるのかあわせてお聞きをしたいということと、それから、その分の実施をすればどれぐらいに伸びるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 6%になったときの制限税率ということでございます。制限税率につきましては、現在は9.7%の時点では12.1%までが制限税率ということになります。6%になりますと8.4%という制限税率になってくるということになります。あと、制限税率のときの数値でよろしいですかね。制限税率を適用した場合の数値でございますが、現在、平成29年度におきましては、ことしは税収がかなり低かったということもございまして、制限税率を行った場合につきましても、今年度ですと5号法人以上で制限税率をかけた場合は2,200万円の増収になるということでございます。将来6%になったときに制限税率8.4%をかけたときには約1億1,000万円ほどの増収になるというふうに見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町がどんどん人口も伸び、そして子どもたちもふえて元気な町というようになってくれば、それに伴って社会資本整備というのは必要になってくるわけでありまして。やはり、知立市が一時実施をいたしましたけれども、企業にこうした事業を取り組むためにお願いをしていくというようなことで、制限税率いっぱいの人市民税を実施をしたわけでありまして。このように、やはり漫然と過ごすのではなくて町が事業として取り組んでいる、それにあわせての税負担をお願いをする。何らこれは企業もノーとは言わないというふうに思うんですね。ほかの市町村でも制限税率いっぱいにかかっている、こうした企業はたくさんあるわけですが、そうしたことが

企業誘致できないということにはつながらないというふうに思うわけであります。ですので、やはり超過課税の実施について考えていく時期にきているのではないかというふうに思うわけでありますので、それについての答弁をお願いしたいと思います。

次に、2018年度の税制改正におきまして地方消費税、これが清算基準が見直されるというような報道がございました。その中で、東京都などは減収するそうでございますが、愛知県は増収見込みということで、市町村にはその2分の1が交付をされるというふうにお聞きをしておりますが、これについてどうなるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、超過税率の関係でございます。議員が言われましたように、知立市におきましては、知立駅の高架事業、こちらのほうの財源確保ということで時限的に駅の財源ということで、時限的に超過税率のほうを行っているということはこちらのほうも承知しております。基本的に超過税率に関しましては、以前にもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、昭和44年のかなり古い自治省の通達の関係では、地方団体は財政上特別の必要があると認める場合のほかは、できるだけ標準税率によって課税することが望ましいということで通達のほうが出されていると。これは確かに古い通達ではあります。ただ、これは総務省から毎年通知のほうは出されておまして、超過課税を行う場合においては、超過課税が納税者に対して通常以上の負担を求めめるものであることを踏まえ、納税者に対して十分に説明を行い理解を得るべきものであるということで、通知のほうは毎年出されているということでございます。また、これは日本商工会議所のほうの要望の中には、新たな地方税の負担を求める場合は、まず行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をした上で、納税者となる住民や事業者等に対して自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務であると。十分な説明もなく安易に法人にのみ課税することは行うべきではないというような要望も出されているというのが実態でございます。本町におきまして、超過税率に関しましては未来永劫やらないというふうに考えてはもちろんいけません。当然必要に応じてはやるべきであろうと思っておりますが、現時点で、例えば確かに税収がかなり落ち込んできているという部分はございますが、ありがたいことに現在はふるさと納税というものもございまして、財政運営のほうとしましては一応何とかなっているという状況にあると。要するに、特段の事情までは今は達していないというふうに考えているということでございますので、現時点ではまだ超過課税のほうを実施するという考えはございませんので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、消費税の関係の清算基準の関係でございます。こちらにつきましては、平成30年度の税制改正大綱におきまして、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しというものが示されました。これは地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるために行われるものであるというふうに聞いております。議員が言われますように、新聞報道等によりますと、今回の改正は東京の狙い撃ちというふうにも言われており、東京から1,000億円を減額し、その交付金を全国の自治体に分散させようということで報じられ

ております。また、その新聞報道によりますと、総務省の試算では、東京・大阪・北海道・広島・福岡、この5団体が減額となるというふうに見通しは示されており、また県による説明もほとんど影響ないということではございますが、その詳細な情報につきましてはまだこちらのほうに入ってきておりません。このようなことから本町においても、新年度以降、減額にはならないというふうには見込んでおりますが、今回の改正の具体的な影響が不明確であるということもございまして、当初予算ではこれは見込んでおりませんし、将来に向けても、まだ現時点ではこれについては見込んでおりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 企業におきましては、不景気、減収したときには、これは企業の均等割というのがあるわけで、その均等割だけの課税ということになってきますよね。有名なのが、世界のトヨタと言われるトヨタ自動車は5年間均等割しか払っていなかったということで、トヨタの社長がやっと法人市民税を払えるようになったと言われたことが非常に有名であります。世界のトヨタは内部留保が一番多いというようなことで、幸田町も自動車関連産業のトヨタの傘下に入ってきているわけでございまして、そうした点から言うならば、やはり内部留保だけではなくてこれは応分の負担ということで、従業員やあるいは自治体への納税者としてのこれは理解も十分得られるのではなかろうかと。トヨタ自動車の関連産業であります自動車関連産業も、今は景気も上向っている中で、当然幸田町におきましては町長が施政方針でも言われる、あちこちでも言われるように、子育て支援、教育、これに対しての幸田町は今非常にやらなければならないことがふえてきている、ここにやっぱり使いたい。それには企業さんにも応分の負担をお願いできないかと、こういうことができないかということでございます。

地方消費税、これにつきましては不明確ということでございますので、また改めてわかりましたら御答弁いただきたいと思っております。

次に、待機児の問題でございます。幸田町の3歳未満児保育におきましては、平成30年度の入所申込状況からも明らかなように、3歳未満児の待機者がふえてきております。そういう中で、子育て支援と言われるならば、私は、やはり1カ所3歳未満児の受け入れをやっていく、その体制づくりを進めるべきではないか。そのためにも、前にも提起をいたしましたけれども、幸田町の8園ある中でわしだ保育園がその対応もしながら住民の期待に応えられましたが、いたちごっこでございます。ですから、やはり今度は里保育園の場所にも増築しながら対応していく、この考えについても伺いたいと思っております。

次に、子育て世代包括支援センターでございますが、昨年9月議会のときに、私は産後ケア、産後うつへの対応ということで産後ケアの実施、これについて求めてまいりました。そのときには8市町村が産後ケアは実施をしているということで、平成31年度の実施に向けて検討中という答弁であったわけでございますが、昨日の答弁にもありましたけれども、子育て世代包括支援センターにおいて産後ケアの実施、またそうした体制づくり、これを充実をさせていくその見解についてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 超過税率の関係でございます。確かに企業のほうは過去最高の収益を上げているというような状況でありまして、確かに内部留保というものもあるのかもしれませんが、実際は全国的には超過税率を実施しているところは多いわけですが、ことこの愛知県、特に西三河、この辺の地域におきましては本当に少ないと。また、なおかつ幸田町は不交付団体でもあるということで、一般的には財源不足である特別な事情という団体には該当はしてこないのではないかとこのように考えております。いろいろな状況がまた変わったときには、いろいろ検討させていただきたいと思いますが、現時点では超過税率のほうはまだしない方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員から御指摘をいただきました待機児童の件でございます。協議会でも資料提示をさせていただきました。4月1日を見込みましての待機児童が20人ということでございます。現在、最新の状態で申し上げますと、23人ということで若干増に向いております。町立保育園8園の未満児の受け入れにつきましては、施設的な部屋数、それから保育をします面積基準、それから保育士の配置基準、こういったものから現在目いっぱいに対応を行っているところでございます。また、町内にございますあけぼの第二幼稚園、みやこ認定こども園、地域型のリトルラビット保育園、こういった認可保育園につきましても保育士の数をふやす、こちらからも目いっぱいの受け入れをお願いしているところでございます。こういった事情を考えた上でも現在待機児童が発生しているということでございます。本町といたしましては、受け入れを全てしたいということではございますけれども、いろいろな制限がございまして、こちらにつきましては早急な受け入れが1人でも一日でも早くできますように努力をさせていただいているところでございます。また、里保育園等におきます増築につきましてでございますけれども、現状の施設は議員のほうも御承知かと思っております。我々といたしましても、各園、施設等の見直し等をかけたいところではございますけれども、何分老朽化等もきておりますので、現状にて辛抱していただきたいというふうに思っております。なお、今後町政等の状況によりまして好転するようなことがあれば、その時点におきましては改めて再考をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから子育て世代包括支援センターにつきましての御質問をいただいたところでございます。次年度予算におきまして、妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまなニーズに対しまして総合相談支援を提供するワンストップ拠点というようなことで、子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置していくということを予算計上させていただいております。そういった中で、議員もおっしゃられましたような産後ケアに対する事業というものにつきましても、当然これは国が全国展開をしております事業の中におきましては、産前産後サポート事業ですとか、産後ケア事業、こういったものが位置づけになっているものの事業として取り組むということにはなっているわけですが、産後ケアの事業につきましてもまだ現在そ

こを実施する拠点の関係とかそういったような問題もございまして、関係機関とかあるいは近隣自治体との調整の上、産後ケアにつきましては今後実施のための課題というふうにさせていただいているところでございます。当面は、母子健康手帳の交付から始まります妊婦の方への支援というところから始まる場所を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 待機児をなくす、子育て支援、あわせて安心して子どもを産み育てられるまちづくり、そのためにも子育て世代包括支援センターにおいて、やっぱり産後ケアというのは非常に大事であります。今は育児不安が大きく広がっている中で虐待やあるいはネグレクト、このようなことで産みたくないという方も結構いるわけでございます。そうした点におきまして、平成31年度から検討していくよというようにことも昨年の9月議会には答弁もされているわけですが、今回は難しいようなことも言われる。じゃあ、一体どうなんだと。せつかく子育て世代包括支援センターを設置をしていくなれば、その体制の充実に向けてやっていく構えでいかないと、これは何もかも中途半端に終わってしまうとなりますので、ぜひ充実の方向に向けて取り組んでいただきたいということでございます。

それから、現在3歳未満児の待機児が23人ということでございます。子ども子育てプラン、この中でも待機児をなくす取り組みという中でずっとやってきているわけですが、そのときには幸田町の待機というのはまだまだ少なかった。3歳未満児保育も十分受け入れ可能ということで対応もしてこられた。ところが、今急激な人口増加の中でこうした状況が生まれてきている。なら、これは待機児をなくすためにも増設をしながら対応していく、その構えをお聞きをしているわけでございます。ですから、平成30年度は準備をしながら、その次はなくしていくと、こういうような構えにならないかということでございますが、それについても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 子育て世代包括支援センターの設置に関連します産後ケアの関係ですね。こういったことに関しまして、申しわけありません、決して答弁が後退するようなものではないというふうに思っております。もちろん設置に向けての努力というものにつきましては今後とも続けていくというふうなものでございまして、現在におきましても、先ほど申しましたように母子健康手帳の交付時におきましても、保健師によるスクリーニングということで、特にケアが必要だと思われるような若年の方ですとか、あるいは妊娠期の気持ちですとか、うつですとか、それから妊娠に対する支援者の有無とか、そういったような妊婦さんが置かれている状況を総合的に把握するような形の中から、特に支援が必要な方につきましてはまた個別に対応をするというふうなことも行っているところでございますので、そういったものが産後になって途切れることのないように引き続き継続的な支援体制が構築できるように、これは重要な課題だということ認識しながら、これは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねの待機児童をなくすためということでございます。我々も、できることであればどんどん増築をして、どんどん受け入れをしたいという気持ちはあるわけでございますけれども、施設的なものにつきましては今すぐという対応はできかねるものでございます。現状ある中で保育士それから部屋等を工面しながら、最大限の努力をさせていただくということで、増築等につきましてはこの場で即答というわけにはまいりませんので、検討をさらに進めて今後に対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前09時48分

再開 午前09時58分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第20号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成30年度から国民健康保険は県の単位化ということで、予算書も随分変わってまいりました。そういう中で、昨日の中でも県への納付金という中でお聞きをしたわけでございますが、そのときには10億1,551万円ということであったわけですが、予算書を見ますと、予算書の中では10億8,057万2,000円ということで県の納付金が計上されているわけですが、この違いについてお聞きをしたいと思います。

それから、国保税につきましては、一般と退職者を合わせて8億403万5,000円ということで計上をされております。これは、平成29年度よりも若干下がってきておりますが、そういう中で今回の国保税の引き上げ、算定に当たって急激な引き上げということにならないように配慮をされてきたというふうに思うわけですが、その内容についてもまずお聞きをしたいということと、それから次に、厚労省が国保の国庫負担のペナルティー、これを未就学児までに限って廃止をするということでもあります。昨日も言いましたけれども、この影響額についてはわからないということであったわけですが、本当にわからないのかということでございますが、その後わかったらお答えいただきたいというふうに思います。この財源というか調整額、これをやはり子どもの均等割の減免、この活用に生かせないかということでございますが、あわせてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 昨日、納付金の額について御説明をさせていただいた額と

いうものにつきましては、本年1月になりまして県のほうから本算定という形で通知があった部分が、昨日御説明をさせていただいた金額であるということでございます。予算は、その前段で11月におきます仮算定の係数に基づきまして予算のほうは編成させていただいておりますので、その間で算定におきまして県が算定を出し直したということがありますので、そのところで金額の違いというものが出てきているところでございます。

そして、今回の予算編成に当たりまして、特に基礎課税額ですとか、後期高齢者医療、そして介護保険の比率というものを応能・応益の比率なども県から示されます標準保険税率などに合わせる形での税率のほうを決めさせていただいたというようなことですとか、もちろん総額において個人の方に御負担をいただく金額が急激に増額することがないように、うちとしましてはほぼ同額になるような形での税率のほうを決めさせていただいているというものでございます。そして、4方式から3方式になるということでございますので、従来固定資産をお持ちの方、そこに対します課税の部分がなくなったということになりますので、特に所得割ですとか、あるいは応益割のほうに付加させていただく場合であったとしても、世帯の増額分が本当に1割以下の負担になるようにという形の率の決め方をさせていただいたというものでございます。

それから、厚労省におきます国保の国庫負担金のペナルティーを未就学児までに限り廃止するという、こういった措置がとられたということでございますので、今回療養給付費におきます未就学児の医療費に対する保険者負担分と高額療養費を加えて、補助対象額を差し引いた額に32%というものを掛ける形で算定をさせていただくということで、これが28年度実績から試算いたしますと169万円ぐらいの額になるというふうには、この28年度をベースに考えるとそれぐらいの額がこれまで削減されておりましたけれども、そういったものを加えた形での療養給付費負担金が支払われるというように見込んでいるところでございます。

また、これを使つての少子化対策の取り組みをとということであるわけでございます。現状はこのもの自体が新たに財源として生まれてくるという形ではなくて、今までなかったものがそれだけふえてくるという形で納付されるというものでございますので、特段財源として切り離して何かの事業に充てるというような考え方は今のところはとっていないということで、今後町で行います少子化対策、子育て事業に対します実施のための財源といいますか、そういったものを実施できるための裏づけとして考えていきたいというふうには考えておりますが、今の時点で何の事業にこのものを充てて行っていくという考え方にはまだ至っていないところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2015年に全国知事会でも、子育て支援の観点から子どもの均等割軽減というものを国に要請をしてきたというところでございます。これは前にも発言をいたしましたけれども、平成29年度におきましては、東京都でも意見書を出したりとかやってきております。平成30年度からは、こうした子どもの均等割減免につきましては埼玉県のみじみ野市、ここでは第3子以降の均等割を全額免除ということで、県単位化に向けての施策として子育て支援の施策として免除を表明をしてきております。

このように一つ県単位化に向けてのきっかけづくりと同時に、169万円のペナルティーとして国からこなかった分、この分が財源として出てくるわけでございますので、そうしたものはやはり子育て支援ということに向けてやっていくべきではないかということでございます。均等割ですね、これは介護分が抜きますので、子どもにつきましては、40歳以下。40歳以上につきましては介護分が均等割につきましては算定されますので、子どもにつきましてはその分が抜くわけでございますので、現行でいえば3万4000円、この分になるわけでありまして。上がってまた金額が変わりますけれども、しかしながら、このように制度として減免制度をつくりながら子育て支援をしていく、この考えについて再度伺いたいと思います。

次に、法定外繰入、これは削減をされておりますが、なぜ削減したのかと。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、今回の国庫負担金のペナルティーが未就学児までに限り廃止するということに関します、廃止の措置に対します子育て支援への充当をということでございます。もちろんこの考え方につきまして、私どももやはりそういった方向でこういった、予算がこれは国保上は療養給付費の負担金がそれだけふえるということになりますので、何らかの形でこの事業に充てていくといえますか、それがあることによって何かこの事業が新たに展開できるということについては、やはり考えていくべきだというふうに考えているところでございます。近隣もちょっと調べたところ、まだ具体的に方向性が出ているところが余りなかったもので、そういったところも今後の状況も踏まえながら、内部でも今はいろいろこういった形がいいかはもちろん検討はさせていただいております。それをまた内部組織の中での合意形成を図っていきながら、とにかくこれについては何かしら子育て施策が進展する形で利用をしていくというような考え方で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

そして、また今回の30年度予算におきまして、法定外繰入という形でこれまで確かに8,000万というふうに一般会計からいただいていたものを6,000万円に下げたということではございます。これに関しましては、これまで一般会計からの法定外の繰入金につきましては、過去ゼロから始まりまして1,000万、6,000万、8,000万という形で上げさせていただいてきたところがございます。そういった時々の事情に関しましては、基金が本当になくなってしまったような状況であるとか、あるいは繰入金の額が県の平均から比較しても本町が少なかったというような意味がございましたときには、そういったものに合わせる形で一般会計からの繰り入れをふやしてきた状況でございます。今回、6,000万に下げさせていただいたということに関しましては、基金の保有率なども調べますと現在12.6%ぐらいの保有の額になってきているということで、その分基金が要は積み立ってきたということもありますので、それにあわせて一般会計からの繰り入れ分も平成25年当時に一旦戻させていただくという形でこれは行っていったものであります。これは、今後とも国保の安定的な運営のために必要な場合はこの額についてはもちろん検討をしていくというものではあるかというふう

に思っておりますけれども、その中で基金と繰り入れとそういったものを合わせまして国保の運営を下支えする財源としていきたいというふうに考えておりますので、そこから辺の中で調整をさせていただくものであるというふうに考えておりますので、今回はちょっと下げさせていただいたものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子どもの均等割の減免につきましては、子育て世代の支援という形の中でせっかく国がペナルティーを未就学児までは廃止をしたということで、この調整額をやはり子育て支援へと回す、その方向性での考え方にしていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、法定外繰入の削減についてでございますけれども、その時々によって違うよということではありますが、しかしながら、県単位化に向けて一般財源からの繰り入れを減額をするということは、これは既成事実につながってくるわけでございます。基金の残高が3月末で2億5,707万1,000円ということで、補正予算のときにもお伺いをしておりまして、これが次年度の県単位化への支払いにする考えと。要は納付金の財源、いわゆる滞納対策というようなことに使いたいというようなことを言われたわけですが、しかしながら、なぜ滞納になるかということでございます。それは、やはり今の国保税が高いというこういう事実があって、なかなか払いきれない。とりわけ低所得者に当たっては、全体の生活費の中で占める割合というのが国保税の割合が高い。そうしますと本当に払えなくなってしまう、これが現実であろうかというふうに思うわけであります。そういうときに、やはり今の国民健康保険というのは皆保険制度の下支えとなるものであります。そういうことから考えれば、やはり一般会計からの繰り入れをふやしながら、その国保税の引き下げへとしていく。そうして誰もが払える国保税にしていく、その考えに立つべきではなかったのかということでございます。こうした点からいけば、今回平成29年度が8,000万円あったものを6,000万円に減額をするということは、これは国のほうから一般財源からの繰り入れをやめなさいという格好の材料になるのではないかというふうに思うわけでありますので、その点についてやはり国保税の引き下げ、この観点から、やはり削減すべきではないと主張するものであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、国保運営に当たりまして一般会計からの繰入金、こういったものに関しましての現状維持をというような形の御提案をいただいたというふうに思っているところでございます。確かに県単位化になりまして、国保運営に当たりましては県の標準保険税率ですとか、あるいは保険者努力支援ですとか、さまざまな形で県からの指示とは言いませぬけれども方針が出てくるものであるというふうに思っているところでございます。そういった中で、やはり私どもといたしましても、高いという御指摘はこれまでも本当にいただいているところではございます。滞納になってしまう方の原因等もいろいろ把握させていただく中で、そういった低所得者の方におきましてなかなか払にくいというような現状もあったかなというふうには思っているところでございます。収納率を上げていくことも、今後、県のほうからの予測もされ

ていく中でございますので、より一層納めていただきやすいといえますか、これはもちろん国保の運営が前提ではありますけれども、そういった額にも配慮した制度になっていかなければならないということは、もちろん私もとしましても思っているところでございますので、現状は、30年度におきましてはこういった形で進めさせていただく考えでございます。ただ、今後は納付金が県単位化になりましてどのように推移していくかということもございまして、それに応じまして税がもっと必要なのか、あるいはこれが取り過ぎだったのか、それであるならもうちょっと軽減を考えていかなければならないのかとか、そういったいろいろな方策というものは今後の中で課題として考えていくべきだというふうに思っておりますので、その時々にもまた御提言をいただきながら、きちんとした国保運営ができるように努めていきたいという考えでいるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成29年度から総合事業が始まりまして、その総合事業というのが介護保険からの卒業を促す、そういうような事業でございます。そうした点で、平成30年度、これから第7期に入るわけでございますが、その地域支援事業の中でそれがより一層進められることのないよう、やはり卒業を迫って、卒業をされた方がほかのところで通いながらさらにまた介護度が上がってしまう。このようなことにならないようにしていくためには卒業を迫ることをしないという、そういう取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今、議員のほうから言われましたとおり、平成29年度より介護保険におきます総合事業ということで、取り組みのほうはさせていただいているところでございます。やはり、国の制度の中におきましては、要支援者の一部のサービス、訪問介護ですとか通所介護が、介護給付費のほうから市町村が主体となる介護予防日常生活支援総合事業に移行をしているというものでございます。そういった制度になってきているということではございますが、やはり介護保険者といまして個々の方の事情におきまして、本当に必要な介護サービスが受けていただけるような形で事業のほうを進めさせていただくというふうな考え方でいるところではございます。ですので、仮に総合事業に移行するという方であったとしましても、そこの中で受けていただけるもの、そういったものによりまして介護度を維持できるような形で、これはサービスの提供を進めているというようなことではございます。もちろん加齢等によりまして介護度がまた上がってしまうということも、これはあるということではありますけれども、

そういった場合はまた制度によって介護のほうを受けていただくような形で事業のほうを進めさせていただいております。卒業を迫るといふような形で介護の給付から離すとか、そういったような考え方でこの事業を行っているものではないというふうなところで進めているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひそうした心構えで事業を行っていただきたいと思います。しかしながら、あの文言にはうたってあるわけですよ、移行すると、卒業させるように。やはり、それが何よりも卒業を迫るといふことのあらわれではないかというふうに思うわけでありませう。

次に、地域支援事業についてお伺いをいたします。

平成29年度の補正におきましては、介護予防教室の利用者が増加したということですが、第7期にありましてはこうした地域支援事業の充実というのがどのように盛り込まれたか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 移行という表現の中に卒業を迫るといふ、確かにそういった考え方といいますか、そういうふうにとられてしまうという部分もあるのかもしれませんが、私どもといたしましては、制度はもちろん制度ではあるんですけども、その状況に応じた形で適切にサービスを受けていただけるような形で事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、また介護予防サービスにおきまして、もちろん7期の中でもこれは進めていくという形で、給付費のほうも伸びるだろうというふうに考えているところではございますので、例えば訪問型サービスにおきまして、事業所を新たにみなし更新などによってふやしていくような考え方でいいですね。そして、訪問型サービスにおきまして、現在シルバー人材センターのほうとこれも調整を進めながら、このサービスにも努めていきたいというふうに考えております。これは緩和した基準によるサービスの訪問型にも努めていきたいというものでございます。そして、また通所型におきましては既存事業所、これは現時点では5事業所が新規指定ですけれども、みなしも含めまして19事業所のほうにしていくというふうな形です。そして、また緩和したサービス事業所におきまして、これも事業所をふやしていくといふ思いますか、機能型訓練を3事業所ですとか、ミニデイ型事業所、こういった形で進めていくというふうなことも考えているところでございます。また通所型サービスCです、短期集中予防サービス、こういったものにおきましては引き続き運動機能向上ですとか、あるいは口腔機能の向上、認知症の予防教室、こういったようなものに取り組んでいくという考え方で、次年度以降介護サービスの充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれ充実を図っていくということではございますが、平成30年度から介護報酬や診療報酬が見直される年でありまして、若干増額をされるということではございますが、それにつれまして予算でもふえてきているわけではございますが、しかしながら、この緩和型等の事業所、これがなかなかふえない、引き受け手がないと

いう中で、現実に補正予算の中でも言われましたけれども、事業者がふえない実態があるということがあるわけですが、先ほどは充実を図ってふやしていくよということであったわけですが、その辺のところのギャップ、これをどうされるのか。やはり、事業所は事業所として成り立つような報酬体系にしていく必要があるわけですが、なかなかそれが改善をされない中で、さらに緩和型で報酬額が少ない。通常の8割ぐらいの分しかいただけないとなるならば、これは事業所としては運営がさらに厳しくなってしまうわけですが、その辺のところをどうするのかということですが、今まで受けていたサービスが受けられない実態がさらに増してくるのではないかと、いうふうに思いますけれども、その辺はいかがかということですがどうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 私どもとしまして、計画としてこの事業は進めていきたいというようなもちろん意気込みといたしますが、考え方はあるわけではありますけれども、やはり介護保険の制度の中におきますと、介護報酬というものでその事業が成り立っていないと、事業所としては確かに撤退とか、あるいはちょっと事業を縮小するとか、そういったような形になっていってしまうというふうに思っております。ただ、これに関しまして、なかなか幸田だけで例えばもうちょっと報酬を上乗せしたらどうかとか、いろいろ考え方はそれはあるのかもしれないわけではあります。ただ、現状はそれをどうするという形まで今は具体的にできてきているものではございませんが、こういった問題につきましては、どこの市町においてもやはり課題になってきているものだというふうに考えてもおりますので、いろいろなところと知恵を出し合いながら、いかにこの事業者を育てていく、保ってっていくかと。そうでないと、サービスを受けていただく方々にとって選択肢が本当に減っていってしまうことになるということですので、既存の事業者がそのまま事業を継続できるように、そしてまた新たに事業者が幸田町を範囲にやっていただけるような形になるように、情報収集なども進めながら、こういったことができるかは引き続き検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町は、以前の要支援1・2の方たちの介護外しのときに、実態調査というものをされてこなかったわけでありまして、そうした点からするならば、今回の第7期におきまして、事業者がなかなかふえないというこういう実態の中で、廃止にならないそうした介護事業者の実態調査、これを進めながら、実態に合って再度さらにサービスが受けられる、こういう取り組みにしていくためにも実態調査をやるおつもりがあるかどうかお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もちろん議員がおっしゃられますように、介護保険のサービスを進めるに当たりまして、私どもが事業のこの総額なりの給付を定めていく中におきまして、そういった事業が本当に実施されなければ利用者にとって不利益な状況になってしまうということであるかというふうに思います。現状でも、確かに個々に事業者からいろいろ聞き取りながら、このサービスはできるのかどうかとか、継続できるかど

うかとか、拡大できるのかとか、そういったものについては判断をさせていただいてるところだというふうに思っておりますので、引き続き、今以上に事業者の方と連絡調整も図りながら、必要な情報を得ながら、このサービスの拡充・充実に努めていきたいという考えであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第2号議案から第12号議案までの11件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る3月28日までに取りまとめ、3月29日の本会議で報告願います。

委員会の会場はお手元に印刷配付のとおりですから、よろしく願いいたします。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第19号議案から第27号議案までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、第19号議案から第27号議案までの9件は、議員15名を予算特別委員会委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月15日、木曜日、午前9時より議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により年長委員であります11番、池田久男君をお願いいたします。

審査の結果は3月28日までに取りまとめ、来る3月29日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

長時間御苦労さまでした。

散会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年3月13日

議 長

議 員

議 員